

# 旭川市こども計画

令和7年度 ～ 令和11年度

(概要版)



令和7（2025）年3月

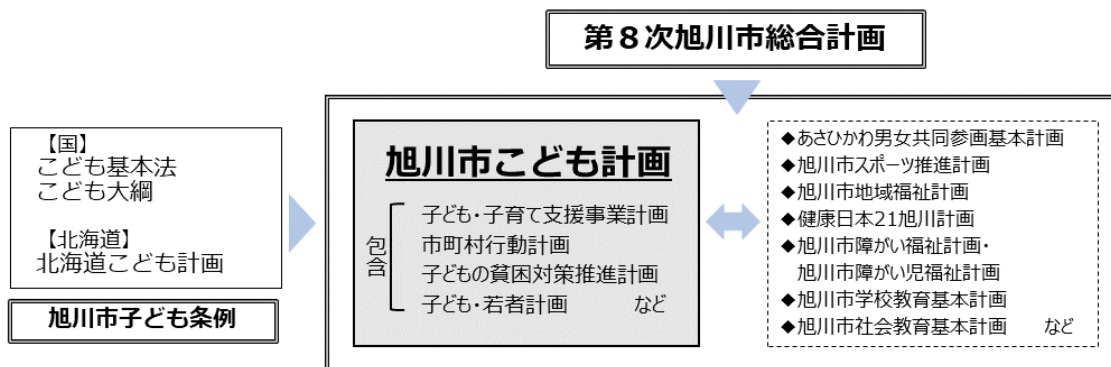
旭川市

# 計 画 に つ い て

「こども基本法」の理念に基づき，すべてのこども・若者が，将来にわたって幸せに成長し，自分らしく活躍できる環境を地域や社会全体で支えていくことを目指し，新たに「旭川市こども計画」を策定します。

## 計画の位置づけ

こども基本法及びこども大綱，旭川市子ども条例に基づく本市のこども・子育て支援策を総合的かつ計画的に実施するための計画であり，旭川市総合計画における分野別個別計画です。



## 計画期間

令和7（2025）年度 から 令和11（2029）年度 までの5年間

## 計画の対象

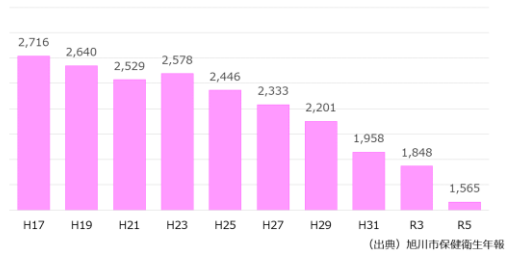
必要な支援が年齢で途切れることのないよう妊娠前から青年期までのライフステージにある者及び子育て当事者を対象に各施策を講じていきます。

# こども・若者を取り巻く状況

## 出生数・こどものいる世帯の家族タイプの傾向

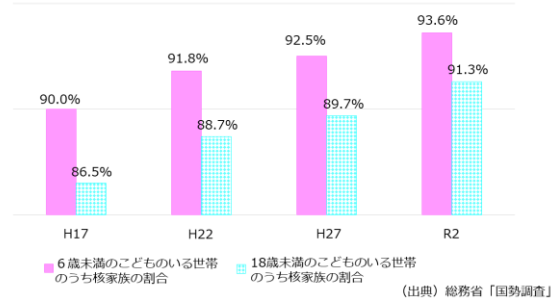
出生数の減少が続いており、令和5年の出生数は1,565人で、平成17年の2,716人より1,151人少なく、年平均で64人の減少傾向にあります。

出生数の推移



こどもの数が減少傾向にある一方で、家族類型においては、こどもがいる世帯における核家族化の傾向が高まっています。

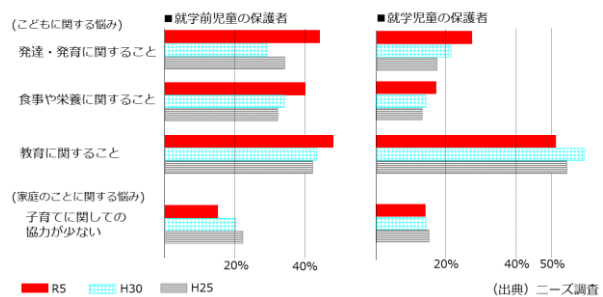
こどものいる世帯における核家族割合の推移



## 子育て世帯の悩みや不安感

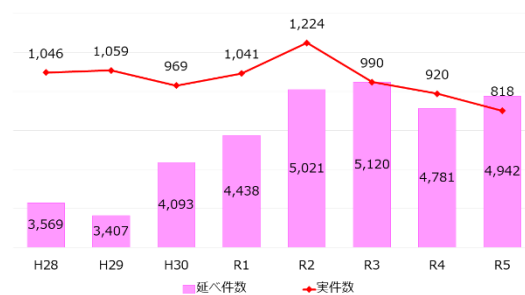
こどもに関する悩みについては、発達や発育に関する不安が高まっている傾向にあります。また家庭のことに関しては、子育てに関する協力が少ないと感じている割合が減少傾向にあり、共育が進んでいることがうかがえます。

保護者が感じている悩み



子ども総合相談センターへの相談件数をみると、実件数は減少傾向にあるものの、延べ件数は増加の傾向にあり、相談内容が複雑化しているものと推定されます。

子ども総合相談センター相談件数



# 基本理念と基本方針

## 基本理念

**すべてのこども・若者が将来にわたって 生き生きと  
健やかで 幸せな生活を送ることができるまち**

### すべて

こども・若者一人ひとりの多様性や人格を尊重し、誰もがかけがえない存在として受け入れられ、基本的権利が保障されるまちを目指す想いが込められています。

### 幸 せ

個人の価値観や経験、状況によって異なり、一律に推し量ることはできません。本計画では、各施策においても一人ひとりを尊重する細やかな視点を大切に、画一的な基準や固定観念にとらわれず、多様な幸せを実現できる基盤を築き、誰もが健やかに自分らしく「幸せ」を感じられるまちの実現を目指します。

## 基本方針

本計画に基づくすべての施策や取組に共通する考え方として3つの基本方針を定めます。

- 1 すべてのこども・若者が健やかに成長できるよう社会全体で切れ目のない支援を行う
- 2 こどもや若者、子育て当事者の意見を聴きながらともに進める
- 3 支援者や関係機関、民間団体等との連携を図りながら進める

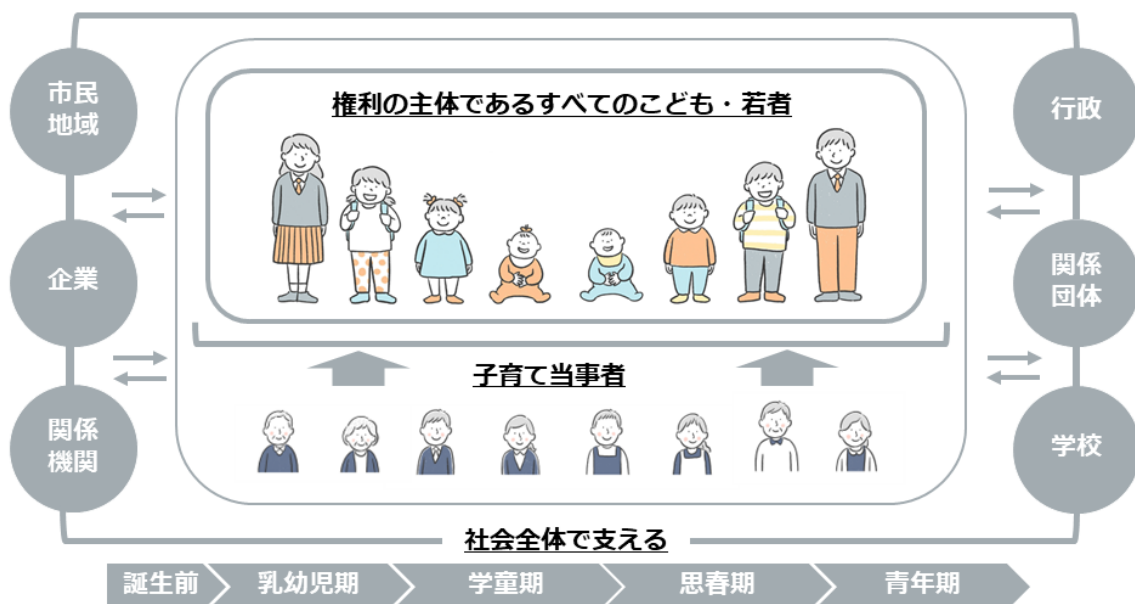
# 施策体系と取組

## 基本施策

基本方針の下、施策の方向性を4つの基本施策により体系的に整理します。

- 1 こども・若者が権利の主体として多様な価値観や個性を尊重され、自分らしく成長できるよう支える
- 2 良好な成育環境を確保し、こども・若者の健やかな育ちを支える
- 3 子育て当事者の視点を大切にし、安心して子育てを行えるよう支える
- 4 こどもや若者の成長を地域全体で支える体制の充実を図る

### 【計画の概念図】



## 施策体系

| 基本施策                                            | 個別施策                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 こども・若者が権利の主体として多様な価値観や個性を尊重され、自分らしく成長できるよう支える | 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等<br>2 こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会づくりへの反映                                                                                                                |
| 2 良好な成育環境を確保し、こども・若者の健やかな育ちを支える                 | (ライフステージを通して)<br>1 多様な遊びや体験・活躍できる機会づくり<br>2 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供<br>3 こどもの貧困対策<br>4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援<br>5 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援<br>6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 |
|                                                 | (こどもの誕生前から幼児期まで)<br>1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保<br>2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実                                                                                      |
|                                                 | (学童期・思春期)<br>1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の提供<br>2 居場所づくり<br>3 心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実<br>4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育<br>5 いじめ防止<br>6 不登校のこどもへの支援<br>7 高校中退の予防、高校中退後の支援      |
|                                                 | (青年期)<br>1 高等教育等の修学支援、高等教育環境等の充実支援<br>2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組<br>3 結婚を希望する方への支援<br>4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実                                                               |
| 3 子育て当事者の視点を大切にし、安心して子育てを行えるよう支える               | 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減<br>2 地域子育て支援、家庭教育支援<br>3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大<br>4 ひとり親家庭への支援                                                                                 |
| 4 こどもや若者の成長を地域全体で支える体制の充実を図る                    | 1 社会全体でのこども・子育て支援の取組の推進                                                                                                                                                         |

# 子ども・子育て支援事業計画

国が定める基本指針に基づき、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期子ども・子育て支援事業計画」として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策について定めるものです。

## 教育・保育

「待機児童ゼロの維持に向けた、持続的なサービス提供と多様な教育・保育サービスの選択が可能な環境の実現」を目標に取り組を進めます。

## 地域子ども・子育て支援事業

以下の事業についてニーズを踏まえた提供体制を確保します。

- |                                           |                                   |
|-------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 時間外保育事業                                 | 9 乳児家庭全戸訪問事業                      |
| 2 放課後児童健全育成事業                             | 10 妊婦健康診査事業                       |
| 3 子育て短期支援事業<br>(ショートステイ・トワイライトステイ)        | 11 養育支援訪問事業                       |
| 4 地域子育て支援拠点事業                             | 12 多様な主体が本制度に参入すること<br>を促進するための事業 |
| 5 一時預かり事業<br>・ 幼稚園・認定こども園における在園児<br>・ その他 | 13 産後ケア事業                         |
| 6 病児・病後児保育事業                              | 14 妊婦等包括相談支援事業                    |
| 7 子育て援助活動支援事業<br>(ファミリーサポートセンター事業)        | 15 乳児等通園支援事業<br>(こども誰でも通園制度)      |
| 8 利用者支援事業                                 | 16 子育て世帯訪問支援事業                    |
|                                           | 17 児童育成支援拠点事業                     |
|                                           | 18 親子関係形成支援事業                     |

## 市独自に設定する事業

- |          |            |
|----------|------------|
| 1 休日保育事業 | 2 特別支援保育事業 |
|----------|------------|

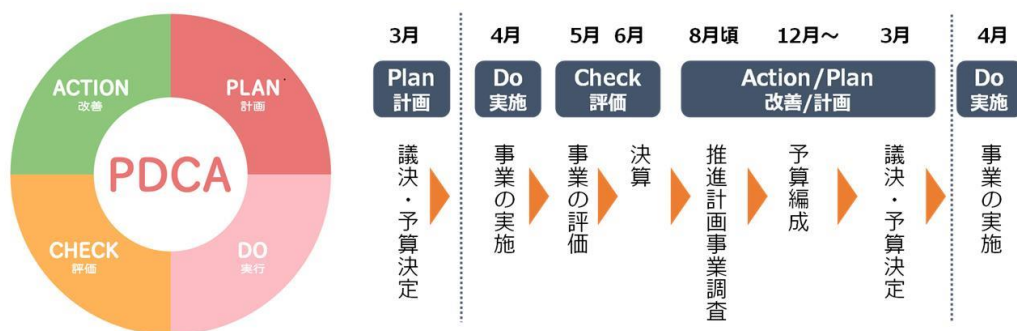
## 計画の推進

### PDCAサイクルによる推進

計画に基づく取組について、市のこども施策に関係する部局で構成される「旭川市子育て支援会議」や、附属機関である「旭川市子ども・子育て審議会」などで、実施状況を確認し、必要な改善を検討します。

本計画で最も大切なことは、「こどもや若者、子育て当事者の意見を聴きながらともに進める」ことであり、今後の取組において具体的な仕組みを整え、そこで得られた意見を計画の趣旨に沿って適切に反映していきます。

国が毎年示す「こどもまんなか実行計画」にも注視し、その動向や取組内容に応じて適宜改善を行いながら、本計画を推進していきます。



### 旭川市こども計画（概要版）

発行 旭川市

発行年月 令和7年（2025）年3月

問合せ先 旭川市子育て支援部子育て支援課

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地

電話番号 0166-26-1111（代表）

